

入札公告

委託業務について、次のとおり公募型指名競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、「法人」という。）契約事務規程第22条において準用する同規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成31年1月4日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 森本 泰介

1 入札に付する事項

(1) 案件名称

京都市立病院に係る電力の供給

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 契約条件

仕様書のとおり

(5) 契約方式

単価契約

(6) 入札方法

入札は、入札者（代理人を含む。）による入札書の直接提出により行うものとし、郵送等による入札は認めないものとする。

(7) 入札保証金

免除

(8) 契約保証金

免除

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の許可を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）。

(2) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。

(3) 入札に参加しようとする電気事業者が、供給約款を定めている場合にあってはその供給約款が、供給約款を定めていない場合にあっては電力の供給条件が、一般送配電事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じた内容のものであること。

3 入札手続き

(1) 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加申込書の交付を受けること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、上記入札に参加する者に必要な資格を有することを証する以下の書類を期日までに提出すること。審査結果については、口頭により通知するものとする。

- ア. 小売電気事業の許可を受けていることを証する書類の写し
- イ. 予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していることを証する電力供給誓約書（指定様式1）
- ウ. 供給約款または電気供給条件についての電力供給約款に関する証明書（指定様式2）

(3) 指名競争入札通知書及び入札書の交付

入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、申請者に指名競争入札参加資格があるものと認められるときは、指名競争入札通知書及び入札書を交付する。

(4) 入札参加申込書の交付及び提出期間

公告の日から平成31年1月16日（水）午後5時までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(5) 入札に参加する者に必要な資格の申請書類の提出期間

公告の日から平成31年1月16日（水）午後5時までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(6) 入札参加申込書の交付及び提出並びに入札に参加する者に必要な資格の申請書類の提出場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院事務局管理PFI担当

（電話 075-311-5311 内線2564）

4 入札及び開札の日時，場所等

(1) 日時

平成31年1月24日（木）午前11時

(2) 場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院本館5階会議室

(3) 入札及び開札方法

入札書及び契約単価兼積算内訳表は封筒に入れ，封印して持参すること。入札終了後，直ちに開札を行い，落札予定者を決定することとする。

5 入札予定価格

金160,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

契約の締結は単価契約により行うので，入札に当たっては，基本料金，月ごとの電力量料金などの契約単価（円単位小数点第2位まで）を設定することを条件とする。

落札の決定は，上記契約単価に基づき，仕様書の電力使用計画及び電気使用計画書の数値を用いて作成された積算内訳表にて算定された，契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお，この電気料金の総額には，燃料費調整単価を含み（平成30年10月分単価を1年間使用するものとして計算のこと）電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとする。ただし，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，含めないものとする。

落札決定にあたっては，消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず，入札書に記入された金額に当該金額の100分の8に相当する額（当該金額に1年未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格とするので，契約（供給）期間に係る総額として見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること（総額から記入する金額を算出するときの1円未満は切り上げとする。）。

消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は，特段の変更手続きを行うことなく，消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし，国が定める経過措置等が適用され，消費税等相当額に変動が生じない場合には，当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

また，契約は単価契約とし，積算に用いた単価及び算出式については，契約期間適用するものとする。

6 落札決定日

落札決定日は，平成31年1月31日（木）とする。落札者に対して法人は，落札した旨を落札決定日に電話にて通知する。落札者以外の入札参加者に対しては，ホー

ムページに入札結果を公表するとともに落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、土、日、祝祭日を除く。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、土、日、祝祭日を除く。）以内に、その理由について説明を求められることができる。回答は、口頭により行う。

7 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しなかったときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために作った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約者は、その費用を法人に請求することはできない。

8 その他

- (1) 仕様書等に定める内容を適正に履行することができ、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者予定者とする。
- (2) 落札者が特定規模電気事業者の場合にあつては、京都市内を管轄する一般電気事業者等と接続供給契約を締結することが契約条件となる。
- (3) 通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時同量データを運用できない恐れがあるので、暫定運用が供給開始の条件となる。
- (4) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書や、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。